

## 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会積立基金設置・運営規程

### (設置)

第1条 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の行う事業の将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会積立基金（以下「積立基金」という。）を設置する。

### (積立基金の種類)

第2条 積立基金の種類は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 財政調整積立預金
- (2) 福祉基金積立預金
- (3) ボランティア基金積立預金
- (4) 介護保険財政調整積立預金
- (5) 退職共済積立預金
- (6) 法外援護貸付基金積立預金

### (積立て)

第3条 積立基金として積み立てる額は、本会理事会及び評議員会の議決を得て、当該積立基金として積み立てた額とする。

### (管理)

第4条 積立基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

2 積立基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、積立基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (運用益金の処理)

第6条 積立基金の運用により生じた益金は、本会一般会計に繰り入れて処理するものとする。ただし、前第2条第5号においては、その積立基金に繰り入れる。

### (積立基金の取崩し)

第7条 積立基金は、原則としてその積立ての目的である支出等に限って取り崩すことができる。

2 前項の取崩しは、その支出が行われた会計年度において取り崩すものとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 特殊な事情により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき

(2) 災害復旧等の経費に充てるとき

(3) その他会長が特に必要と認めるとき

3 第1項の規定にかかわらず、積立基金をその目的以外の理由により取り崩す場合には、本会理事会及び評議員会の議決を得て、その旨、その理由及び金額を事業活動収支計算書の脚注として記載しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、積立基金の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成18年 1月 4日から施行する。